

○松田町ホームページ空家・貸家・空地情報掲載判定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある空家、貸家又は空家に関する情報を町のホームページ(以下「松田町HP」という。)に掲載するための基準について必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 この要綱において、対象物件とは、町内にある空家、貸家又は空地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものをいい、空家・貸家・空地と総称する。

(1) 空家又は貸家 次のアからエのすべてに該当するもの

ア 所在地が町内であること。

イ 所有者及び納税義務者(以下「所有者等」という。)が確認できること。

ウ 松田町HPへの掲載について所有者等の承諾(共有の場合にあっては、共有者全員の承諾)が確認できること。

エ 居住の用に供せる物件であり、即、入居が可能であること。

(2) 空地 前号アからウまでの要件に該当し、かつ、宅地化された土地または住宅地に隣接する適切に管理された土地で、現に所有者等が使用していない土地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の農地を除く。)であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める物件。

(申請書類)

第3条 対象物件に該当する空家・貸家・空地について、松田町HPに掲載を希望する所有者等(以下「申請者」という。)は、松田町HP空家(貸家・空地)情報(新規・変更)掲載申請書(様式第1号)をもって、町長に申請しなければならない。

(掲載の決定)

第4条 町長は前条により申請を受けたときは、当該申請書に係る内容を審査及び調査し、松田町HP掲載決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(掲載内容)

第5条 松田町HPへの掲載内容は、前条の様式により申請のあった内容のうち、対象物件の概要に属する情報とする。

(承諾)

第6条 借りること、又は、買うことを希望している者(以下「借受希望者等」という。)から申し出があった場合、町は該当する対象物件の申請者の連絡先を借受希望者等に連絡する。ただし、町は事前に対象物件の申請者に対し、当該借受希望者等に対する通知の可否を確認するものとする。

(掲載期間)

第7条 松田町HPに掲載する期間は最長1年とする。

2 掲載継続の意志を有する申請者は、毎年3月中に町長に対し松田町HP掲載（継続・中止）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
（取消し等）

第8条 町は、対象物件の申請者から松田町HP掲載（継続・中止）申請書（様式第3号）により掲載中止の申し出があった場合、又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合にあっては、掲載の中止及び取消しをすることができる。

- (1) 掲載対象物件の申請者が、虚偽の申請をしていた場合。
- (2) 掲載対象物件の申請者が、借受希望者等に対して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合。
- (3) 前条第2項による掲載継続の申し込みが無かった場合。
- (4) 対象物件の申請者との連絡が1か月取れなかった場合。

（変更申請）

第9条 対象物件の申請者は、第3条にかかる申請に係る内容に変更が生じた場合は、様式第1号及び第3号をもって変更等の申請をしなければならない。

（書類の整備等）

第10条 対象物件の申請者は、この要綱に基づき町のHPに掲載している期間中、申請に要した書類の写しを備え、かつ、保管しなければならない。

（宅地建物取引事業者等との連携）

第11条 町長は、この要綱に基づく情報掲載制度を円滑に実施するために、宅地建物取引事業者等と必要な連携を図り、事業の推進を行うものとする。

（適用除外）

第12条 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることができないものとする。

（免責）

第13条 町は、借受希望者等と対象物件の所有者との間でおきた問題については、一切責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成26年4月28日告示第19号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日告示第72号)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(令和元年7月16日告示第47号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(松田町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱の一部改正)

2 松田町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱（平成28年松田町告示第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「松田町ホームページ空家・貸家情報掲載判定要綱」を「松田町ホームページ空家・貸家・空地情報掲載判定要綱」に改める。